

郡山市告示第240号

国民健康保険税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第726条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

ついては、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月8日

郡山市長 椎 根 健 雄

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	01	佐藤 進
R08	R08	01	根岸 喜昭
R08	R08	01	川澄 範人
R08	R08	01	前林 あみ